15　平成二十二年八月十八日以前に製作された自動車については、細目告示第四十二条第八項及び第百二十条第九項中「協定規則第百二十三号補足第四改訂版」を「協定規則第百二十三号補足第三改訂版」と、別添五十二4・23・2・及び別添五十五4・1・中「協定規則第百二十三号補足第四改訂版」を「協定規則第百二十三号」と読み替えることができる。

第三十条第九項中「協定規則第四十八号第四改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版」に改め、同条第十一項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改め、同条第十二項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

13　平成二十二年八月十八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十三条第一項及び別添五十二4・3・2・中「協定規則第十九号第三改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第十九号補足改訂版」と読み替えることができる。

第三十一条第七項中「協定規則第四十八号第四改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版」に改め、同条第八項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改める。

第三十二条第八項中「協定規則第四十八号第四改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版」に改め、同条第十項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版」に改める。

第三十三条第七項中「協定規則第四十八号第四改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版」に改め、同条第八項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版」に改める。

第三十五条第十一項中「協定規則第四十八号第四改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版」に改め、同条第十二項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改める。

第三十六条第五項中「協定規則第四十八号第四改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版」に改め、同条第六項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改める。

第三十七条第十項中「協定規則第四十八号第四改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版」に改め、同条第十二項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改める。

第三十八条第九項中「協定規則第四十八号第四改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版」に改め、同条第十項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改める。

第三十九条第十項中「協定規則第四十八号第四改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版」に改め、同条第十一項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改める。

第四十条第六項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改め、同条第七項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改める。

第四十一条第五項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改める。

第四十一条の三第三項中「、細目告示別添五十二4・22・及び協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版」を「、細目告示別添五十二4・22・及び協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改め、同条第五項及び第八項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改める。

第四十二条第一項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改める。

第四十三条第八項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改め、同条第九項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　平成十八年一月一日から平成二十四年十月二十三日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添五十二3・7・1・2・2・及び3・27・の規定は、適用しない。

第四十四条第十二項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改め、同条第十三項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改める。

第四十五条第十三項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版」に改め、同条第十六項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改め、同条第十八項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第５７６号

栃木県鹿沼市泉町2459番地
債務者　善林　重治
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂場加奈子
4　破産債権の届出期間　平成22年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年10月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８１号

栃木県矢板市下伊佐野973番地、前住所栃木県矢板市石関1125番地101
債務者　片山　文夫
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹澤　一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年10月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８２号

栃木県矢板市下伊佐野973番地、前住所栃木県矢板市石関1125番地101
債務者　片山のり子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹澤　一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年10月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１６９号

神奈川県藤沢市本藤沢７丁目２番２号　宮崎コーポ102
債務者　小泉　亜樹
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　育雄
4　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年10月６日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部